

平成29年度 第2回

田原市都市計画審議会

会議録

平成30年1月30日

街づくり推進課



平成 29 年度第 2 回 田原市都市計画審議会

会議の日時	平成 30 年 1 月 30 日 (火) 15:55~16:24	
会議の場所	田原市役所 北庁舎 302 会議室 (3 階)	
委員等の出席及び欠席の状況	委員等	審議会委員 (別紙、出勤簿写しのとおり)
	事務局	岡田都市整備部長、大岩都市整備部次長、寺田環境政策課長、鈴木街づくり推進課長、伊藤主幹、小谷課長補佐、浅倉係長、三ツ矢主事
事前説明事項	特になし	
会議に付した事項	付議第 1 号 東三河都市計画火葬場の変更について 付議第 2 号 東三河都市計画田原浦片地区計画の変更について 付議第 3 号 東三河都市計画田原片西地区計画の変更について 付議第 4 号 東三河都市計画臨海田原 1 区地区計画の変更について 付議第 5 号 東三河都市計画田原浦鬼塚内陸企業団地地区計画の変更について	
その他の報告案件	特になし	
会議資料	次第、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、参考資料	

平成29年度（第2回） 田原市都市計画審議会議事録

内 容	
街づくり推進課長	<p>皆さん、こんにちは。定刻前ではございますが、委員の皆さまがお集まりになりましたので、平成29年度第2回田原市都市計画審議会を開催させていただきたいと思います。</p> <p>はじめに、都市計画の審議について田原市都市計画審議会に依頼した田原市を代表しまして、都市整備部長の岡田より、ひとこと御挨拶申し上げます。</p>
都市整備部長	<p>皆さん、こんにちは。都市整備部長の岡田です。本日は公私ともお忙しい中、また足元が悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。ここ数日寒い日が続いておりまして、全国的にもインフルエンザが流行っております。田原市においても先週の時点で1,200名ほどの人がインフルエンザにかかっており、小中学校では11クラスが学級閉鎖になったとの報告も受けております。</p> <p>さて本日は、本年度2回目の開催となります。案件としましては火葬場の計画区域の変更、建築基準法改正による地区計画の変更ということで大きくふたつとなっております。御審議よろしくお願ひ申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
街づくり推進課長	<p>ありがとうございました。本日の出席者数は8名でございます。委員の2分の1以上が出席しておりますので、本会議は成立致しました。只今から審議会を開催させていただきます。</p> <p>次第に沿いまして、はじめに、浅野会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、こんにちは。先ほど部長からもお話ありましたとおり、非常に寒い日が続いておりますが、少しずつ日が長くなってまいりました。寒いといいましても、渥美半島ということで、名古屋等に行って帰ってきますと、やはりこちらは温かく過ごしやすい恵まれた環境にあると感じています。</p> <p>本日の議題は多いですが、大きくふたつに分かれております。先に勉強会という形でお話いただいた内容について今回議事にかけるということですが、慎重に御審議いただければと思います。</p>
街づくり推進課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、当審議会におきましては、田原市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、議長は会長が務めることになってございますので、引き続きよろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、議長を務めさせていただきます。

	<p>議事に入ります前に、田原市都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づき、議事録署名者として太田健委員を指名したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは議事に入ります。付議第1号「東三河都市計画火葬場の変更について」事務局より説明願います。</p> <p>環境政策課長 環境政策課長の寺田でございます。よろしくお願ひいたします。東三河都市計画火葬場の変更について御説明いたします。</p> <p>資料1の2ページを御覧ください。内容につきましては、都市計画火葬場中21号田原市斎場の区域を変更するものでございます。斎場の位置につきましては、4ページ総括図を御覧ください。旧田原町の中心市街地より西側、滝頭公園北側にあります。区域につきましては、5ページ計画図を御覧ください。赤枠で囲まれた白抜きのところが、現在の都市計画に定める区域で約6,000m²でございます。赤く塗られたところが、新たに都市計画に定める区域で、約10,000m²で、合わせて約16,000m²に、都市計画に定める区域を変更するものでございます。</p> <p>変更の理由でございますが、3ページを御覧ください。田原市には現在、田原市斎場、渥美斎場の2つの火葬場がありますが、両斎場とも建築から35年以上が経過し、建替えが必要な状況にあります。しかし、将来的な人口の減少、高齢化を考えますと、建替えにあたりましては、公共施設数・規模の適正化や維持管理費等財政の健全化を図る必要があり、統合して整備する必要があります。既存施設の活用ができ、周辺環境の整備された現田原市斎場は、施設の統合に最も適した場所ですので、今後増加が見込まれる市全域の火葬需要に対応する火葬場を1か所に統合整備するため、区域を変更するものでございます。</p> <p>次に7ページを御覧ください。変更の必要性についてですが、現斎場の老朽化及び施設統合、また増加する火葬需要に対応するため区域の変更が必要です。位置の妥当性ですが、すでに火葬場があること、アクセス経路などの利便性が確保されていること、周辺に人家が少ないとことなどから、妥当と考えております。8ページ、区域の妥当性ですが、施設の集約、公害設備の充実による施設の規模が大きくなること、駐車場整備の必要性などから、本計画の区域は妥当と考えております。</p> <p>次に10ページを御覧ください。施設概要については記載のとおりでございます</p> <p>次に「2変更理由」です。「1これまでの経緯」としましては、平成26年度に田原市斎場建設検討委員会を設置し、平成27年度に建設候補地を決定してまいりました。その後地権者、建設地区など関係者への説明会、都市計画の原案に関する説明会を実施しております。</p> <p>次に11ページ、区域変更の必要性と整備方針でございますが、</p>
--	--

必要性につきましては、先に説明しましたとおりでございます。整備方針としましては、将来の火葬需要に対応できる施設規模、全ての人が利用しやすい施設、長寿命化の図られた施設、災害時に備えた機能の整備、環境に配慮した施設とするこの5点を実現する施設の建設を目指してまいります。

12ページ、区域の選定条件ですが、墓地、埋葬等に関する法律施行細則第2条第1号及び第2号に定められる基準のほか、移動の利便性、周辺環境、敷地の確保の容易性などを要件として選定作業を行い、必要な面積が確保できることや既存のアクセス経路を利用することができることなどを総合的に判断して今回の区域を選定いたしました。

次に「3現況土地利用状況」ですが、計画地は山林で、土地の所有者は田原市土地開発公社名義となっており、次年度、公社から田原市が取得する予定です。

13ページ、「4法規制に伴う手続き及び必要な協議の内容」については、本日御審議いただく都市計画法関係手続きをはじめ、各種法手続きを、適切に処理してまいります。

14ページ、「5現施設の状況」は記載のとおりでございます。

次に施設計画です。「1施設規模」につきましては、将来死亡者数の推移、将来火葬件数の予測などから、火葬炉5基、動物炉1基、告別室兼収骨室3室、待合室5室といたしました。なお、既存の葬祭棟はそのまま継続して使用します。

「2土地利用計画」につきましては、計画地及びその周辺は市街化調整区域です。周辺環境に配慮した整備を進めたいと考えております。

「3施設の配置計画」は27ページ施設配置図を御覧ください。新斎場施設整備基本計画での配置図となっておりますが、今後設計業務を進めていくにあたり、よりよい施設を建設するよう調整していきたいと考えております。駐車場の規模に関しましても、十分な数の整備を行う予定です。

「4搬入・搬出経路等について」は、主要なアクセス道路は現在と同様の市道です。新斎場が稼動となりましても、最も施設に車両が来るのは通夜の時であり、これは現在と変わりません。通夜・告別式が葬祭棟で実施される場合は、現状と同じく葬祭業者が交通誘導員を設置し対応を行うため、交通に支障がないと予測しております。

17ページ「5環境影響評価調査」については、法律で実施を義務づけられておりませんが、施設には最新の公害対策設備を設置する計画となっており、必要に応じ定期的な環境調査などの実施を検討してまいります。

住民への周知措置につきましては、御覧のとおり建設にかかる地元説明会や先進施設の視察を実施し、斎場建設計画や最新施設の状況に対する御理解を深めていただくよう努めてまいりました。

	<p>18ページ、全体スケジュール及び事業計画を御覧ください。今後各種法手続きなどを進め次年度の9月から造成工事、その翌年度から2年で建築・火葬炉工事を実施する予定となっております。供用開始は平成33年度（2021年度）を予定しております。</p> <p>事業費につきましては基本計画の段階のものです。</p> <p>最後に、19ページ都市計画法関係のこれまでの経緯と今後につきましては記載のとおりでございます。愛知県から11月21日、事前協議において、異存なしとの回答をいただいております。その後12月15日から28日までの14日間、案の縦覧を実施しましたが、縦覧者は無く、意見書の提出もありませんでした。本日、都市計画審議会でお諮りいただきまして、今後知事協議を行い、年内に告示を行いたいと考えております。</p> <p>以上、変更案について御説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、ただいまの説明につきまして御意見御質問等ございましたらお願いします。
別所委員	近くに鎌田の市営住宅がありますが、以前のときにはあったかと思いますが、車両を通すことに対する意見はありませんでしたか。
会長	事務局お願いします。
事務局	環境政策課伊藤でございます。現在の斎場ができる際に、靈柩車の車両通行について可能であれば御遠慮いただきたいとの話をいただいたと伺っております。今回地元への説明会を行った際にも、同様に靈柩車については可能であれば別のところを通っていただきたいとのお話もございましたが、昔のように宮型のいかにも靈柩車といったものは少なくなっておりましたので、地域の方も靈柩車の通行について強く避けてほしいというように感じませんでした。ただ、工事車両については不安に思われる方もいらっしゃいましたので、十分配慮したいと考えております。
別所委員	分かりました。
会長	その他いかがでしょうか。
会長	ちなみに国定公園第3種の特別地域というのはどういった規制がかかるのでしょうか。
事務局	第3種は、自然環境に影響を与える建築物については愛知県の許可が必要ということでございます。愛知県東三河総局の環境保全課と事前に調整させていただいております。

会長	具体的にはどういった建築物に許可が必要になるのでしょうか。
事務局	建物については基本的に許可が必要となります。周囲への景観への配慮や高さ制限等がございまして、通常高さが13メートルを超える建築物はできませんが、斎場については超える部分もございますので、調整をさせていただいているところでございます。
会長	建築物の用途は関係なく、全ての建築物にかかるということでしょうか。
事務局	そうです。
会長	わかりました。 その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 他に御意見御質問等ないようですので、採決に入りたいと思います。 付議第1号につきまして、原案のとおり可決ということで御異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。付議第1号につきましては、原案のとおり可決いたしました。 続きまして、付議第2号から第5号は地区計画関連ですが、関連性が強い案件ですので、一括して説明を受けた後、一括審議ということで進めたいと思います。事務局より説明願います。
事務局	街づくり推進課・都市政策係の小谷です。それでは付議2号から第5号は東三河都市計画地区計画の変更ということで、4地区の地区計画の変更になります。地区計画につきましては、地区的特性に応じて建築物に関する制限を定めるなど、きめ細かいまちづくりを行う計画のことをいいます。建築物の用途の制限についての記載は、建築基準法を引用しています。建築基準法が平成29年に改正されたことに伴いまして、引用している条項がずれるため、そのそれにあわせるために地区計画を変更するものです。それでは4地区について、一括して説明させていただきます。 はじめに、今回追加で配らせていただいた資料を御覧ください。 建築基準法が改正されたことにより建築基準法別表第2の項目が変更になりました。この資料は、そのなかで今回の地区計画の変更に關係のある項目だけ抜粋したものになります。 例えば、一番上にあります近隣商業地域内に建築してはならない建築物は、変更前は別表第2(ち)項でしたが、改正後は(り)項

	<p>となっております。つまり、(ち) 項を引用している計画については、計画書の記載を(り) 項に修正する必要がございます。同様に、4 地区については、(ち) 項、(り) 項、(ぬ) 項、(る) 項、(わ) 項のいずれかを引用しておりますので、それぞれ(り) 項、(ぬ) 項、(る) 項、(を) 項、(か) 項に変更する必要がございます。したがいまして、計画書の記載を改めますが、規制の内容につきましては変更ありません。</p> <p>それでは資料 2 の 3 ページを御覧ください。こちらは田原浦片地区計画の計画書ですが、B 地区、C 地区に建築物の用途の制限の記載があります。B 地区では 7 法別表第 2 (り) 項、8 (ぬ) 項、C 地区は 3 (か) 項が項ずれにより変更した個所になります。</p> <p>続きまして資料 3 の 3 ページを御覧ください。こちらは田原片西地区計画の計画書ですが、B 地区、C 地区に建築物の用途の制限の記載があります。B 地区では 5 法別表第 2 (り) 項、6 (ぬ) 項、C 地区は 3 (ぬ) 項、4 (を) 項が項ずれにより変更した個所になります。</p> <p>続きまして資料 4 の 2 ページを御覧ください。こちらは臨海田原 1 区地区計画の計画書ですが、用途の制限の記載のところで 6 法別表第 2 (り) 項が項ずれにより変更した個所になります。</p> <p>続きまして資料 5 の 2 ページを御覧ください。こちらは田原浦鬼塚内陸企業団地地区計画の計画書ですが、用途の制限の記載のところで 6 法別表第 2 (る) 項、7 法別表第 2 (ぬ) 項が項ずれにより変更した個所になります。</p> <p>これらの変更案につきましては、都市計画の案の作成時に行う都市計画法第 16 条第 2 項に基づく縦覧を平成 29 年 1 月 6 日から 11 月 20 日までの期間行っております。さらに、都市計画法第 17 条第 1 項に基づく都市計画の案の縦覧を平成 29 年 1 月 27 日から 12 月 11 日まで行いました。4 地区いずれについても、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。</p> <p>以上が付議第 2 号から付議第 5 号までの地区計画の変更に関する説明となります。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
会長	それでは、ただいまの説明につきまして御意見御質問等ございましたらお願いします。
会長	建築基準法の改正により、別表第 2 の (ち) 項に田園住居地域の記載が追加されたことで、(ち) 項以降がひとつずつずれたため、計画書の記述を改めたということです。表記の変更ということで御異議なしということでおろしいでしょうか。
委員	はい。
会長	それでは付議第 2 号から第 5 号につきましては、原案のとおり可

	<p>決いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上で本日予定しておりました付議案件は終了しましたが、その他について、何かありますか。</p>
会長	<p>特にないようですので、これをもちまして平成29年度第2回田原市都市計画審議会を閉会します。</p> <p>《都市計画審議会　閉会》</p> <p>(閉会時刻 16：24)</p>